

■地域公共交通活性化・再生操業事業及び地域公共交通会議について

第1章 地域公共交通の活性化

2. 地域公共交通活性化・再生総合事業

平成21年度予算 4,400百万円

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律は、平成19年10月1日より施行され、地域における合意形成、合意に基づく取組みの確実な実施のための環境整備が図られた。地域公共交通活性化・再生総合事業は、この法律を活用し、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進するため、鉄道・バス・旅客船等の事業をパッケージで地域の協議会に対し一括支援する柔軟な制度である。



**趣旨・目的**  
地域公共交通活性化及び再生に関する法律を活用し、地域の多様なニーズに応えるため、鉄道・バス・旅客船等の事業をパッケージで地域の協議会に対し一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

**事業内容(補助対象事業)**

- ①地域公共交通総合連携計画の策定経費
- ②地域公共交通総合連携計画に位置づけられた事業の実施に要する経費

※①は、地域公共交通総合連携計画策定期間実施計画、  
②は、地域公共交通活性化・再生総合事業計画  
共に運輸局長認定が必要。

**〈事業例〉**

- ・鉄道・バス・乗合タクシー、旅客船の実証運行(運航)
- ・車両関連施設整備等
- ・スクールバス、福祉バス等の活用
- ・乗継円滑化等
- ・公共交通の利用促進活動
- ・新地域旅客運送事業の導入円滑化
- ・各事業の効果的実施のために必要な地域の創意工夫による事業

**補助対象** 法定協議会

**補助率等**

- ①地域公共交通総合連携計画策定経費 定額
- ②地域公共交通総合連携計画に位置づけられた事業の実施に要する経費
  - 1) 鉄道、バス・乗合タクシー、旅客船等の実証運行(運航) 1/2
  - 2) それ以外の補助対象事業
    - ①政令市以外の市町村が設置する協議会 1/2
    - ②政令市が設置する協議会 1/3

**支援スケジュール(予定)**

(平成21年) 3月上旬: 補助事業の募集(総合事業計画等の認定申請)  
4月中旬: 総合事業計画等の運輸局長認定以降随時: 交付申請・交付決定

(平成22年) 1月末迄: 自己評価を実施し運輸局へ報告  
2月末迄: 自己評価等を基に運輸局の二次評価を実施

**担当部課(問い合わせ先)**  
中部運輸局 企画観光部 交通企画課 TEL.052-952-8006

活用事例(イメージ)

事業のポイント

- 公共交通活性化のためのソフト施策が中心
- 公共交通活性化のための立ち上げ支援(継続的支援ではない)
- 公共交通の活性化に資するものが対象(安全対策等は含まない)



活性化・総合事業の管内概況について



地域公共交通活性化・再生法活用のポイント

- ◆バスのみ、鉄道のみといった単一モードだけの計画策定・事業実施が可能。
- ◆一市町村の特定地域に限定した協議会・計画策定も可能。  
(例: 特定地域でのコミバス運行等)
- ◆複数市町村で一つの協議会を構成して連携計画作成に向けた連絡調整が可能。  
(鉄道路線の活性化がテーマの場合は、原則、沿線市町村全てで構成する協議会における連絡調整が必要)
- ◆道路運送法に基づく「地域公共交通会議」を活性化・再生法の法定協議会に位置づけて、活性化・再生法のスキームを活用することが可能。

（目的）

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図る観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることにかんがみ、市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（地域公共交通総合連携計画）

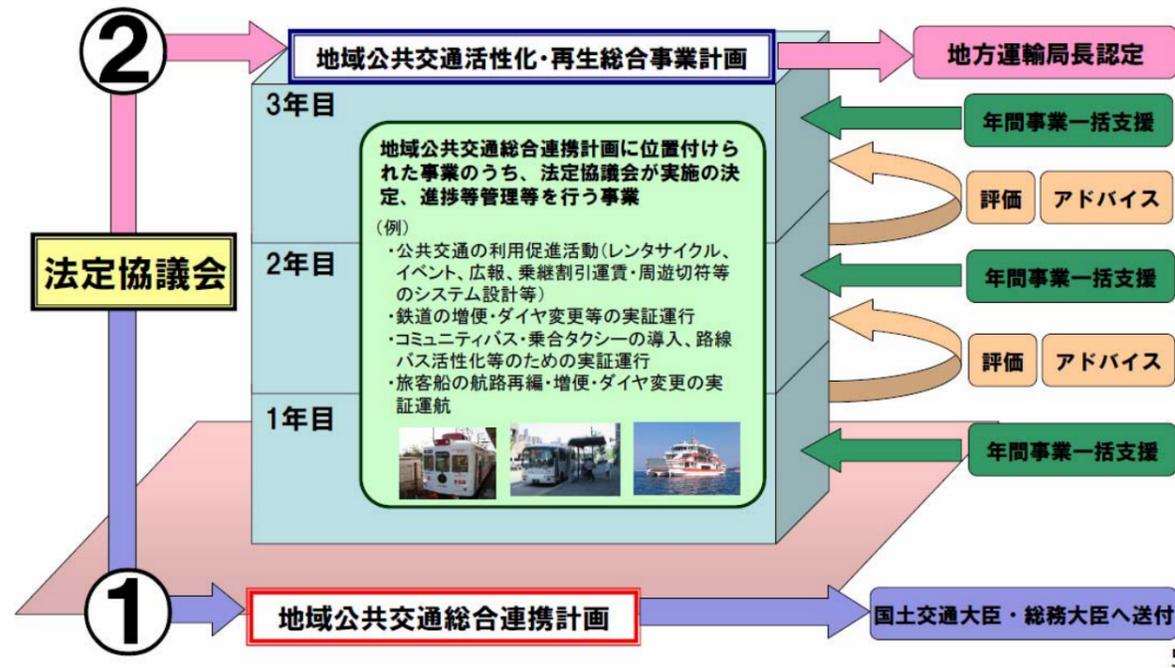
第五条 市町村は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画（以下「地域公共交通総合連携計画」という。）を作成することができる。

- 2 地域公共交通総合連携計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する**基本的な方針**
  - 二 地域公共交通総合連携計画の**区域**
  - 三 地域公共交通総合連携計画の**目標**
  - 四 前号の**目標を達成するために行う事業及びその実施主体**に関する事項
  - 五 **計画期間**
  - 六 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通総合連携計画の実施に関し当該市町村が**必要と認める事項**
- 3 前項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。
- 4 地域公共交通総合連携計画は、都市計画、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。
- 5 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 6 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。
- 7 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通総合連携計画を送付しなければならない。
- 8 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通総合連携計画の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 9 第五項から前項までの規定は、地域公共交通総合連携計画の変更について準用する。

協議会）

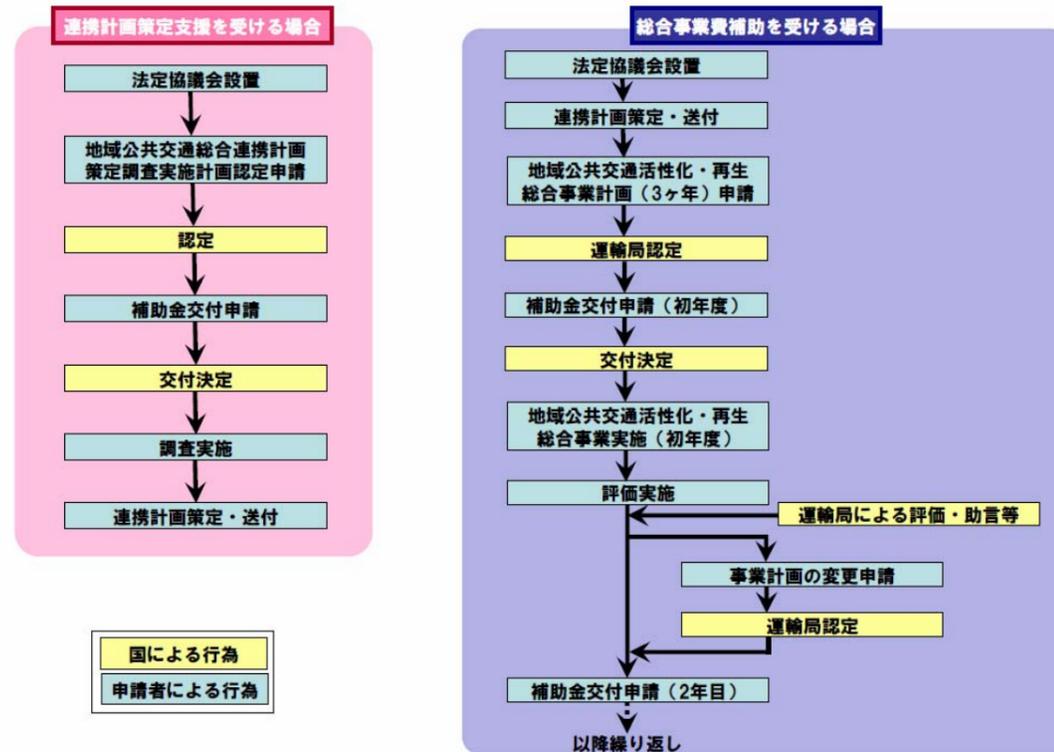
第六条 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

### 地域公共交通活性化・再生総合事業推進フロー



5

### 地域公共交通活性化・再生総合事業 執行フロー



6

## 地域公共交通会議

多様なニーズに的確に対応した  
 運送サービスの提供を目指して

近年、過疎化が進行し少子高齢化が進展する中で、各地で導入されつつあるコミュニティバス、乗合タクシー、市町村バス、NP〇等によるボランティア有償運送等の新たな運送サービスが、地域の多様なニーズに的確に対応しつつ、安全・安心なものとして提供されるため、平成18年10月に道路運送法の一部が改正され、自治体・乗合バス事業者・住民・関係者等が地域交通を検討する「地域公共交通会議」の仕組みが導入されました。



中部運輸局愛知運輸支局

## 地域公共交通会議とは？

「地域公共交通会議」は、地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実情に応じたバス運行の態様及び運賃・料金、事業計画等について、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路運送法に位置づけられました。



地域での合意・形成

経路の設定(路線の新設・変更)、停留所の設置や運賃設定等の手続きが簡略・弾力化

地域の多様なニーズに的確に対応した運送サービスを提供し、活力ある地域社会を実現

## 構成員とその役割は？

「地域公共交通会議」の構成員は、道路運送法施行規則第9条の3第1項で規定されているメンバーを必ず委員としていただく必要があります。ただし、同法施行規則第9条の3第2項で規定されている、道路管理者、警察、学識経験者等は、主宰する地方公共団体が必要と判断し構成員に加えることが可能となっています。

構成員の主な役割	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の移動手段確保に対する責任者</li> <li>地域の公共交通に関する課題への対応と地域の真のニーズの把握</li> </ul>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な視点からの指導・助言</li> <li>複数市町村の取組みに対する調整</li> </ul>
地域住民・利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の視点に立った地域における乗合輸送サービスの設定・運行計画策定への参画</li> <li>地域の公共交通を支えるという視点から、自ら交通行動を行う主体として参画</li> </ul>
交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画</li> </ul>
運転者が組織する団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働条件及び労働環境からの意見・提言</li> </ul>
事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整</li> </ul>
警察・道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全、道路管理の観点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導・助言</li> </ul>
学識者	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の合意形成を図る上での助言</li> </ul>
運輸局・運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進事例等、各地での取組みの情報提供</li> <li>地域の公共交通のあり方に関する指導</li> </ul>

### 主宰者の役割

- 会議の開催もとより、地域の乗合輸送に関する相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、利用者への苦情等に対応するため窓口を設置していただきます。
- 県が主宰者である場合についても、市町村において同様の窓口を設ける必要があります。
- 利用者等からの苦情等の連絡を受けた場合には、輸送の安全の確保等を通じ適切な運営を確保するため、構成員に通知を行い、地域公共交通会議で対応を協議し必要な指導を行っていただきます。

## 具体的に何を行うのですか？

「地域公共交通会議」においては、地域の実情に応じた乗合運送サービスの形態やサービス水準等について、具体的な協議を行うこととなっており、協議が整った内容を変更する場合においても協議を行うこととなります。また、持続可能な地域交通ネットワークを構築するうえで、必要に応じ、地域の交通計画を策定することもできます。

### 具体的な協議内容

- 運行の形態
- 運賃及び料金
- 路線、営業区域、使用車両等の事業計画
- 運行時刻等の運行計画
- 市町村有償運送の必要性
- 収受する対価
- 等

## どのように会議を行えばいいのですか？

まず、地域公共交通会議を設置したときは公表していただきます。また、協議事項を記載した議事概要を公開するなど、会議は公開の原則により行っていただきます。会議での合意事項は関係者が責任を持って実行していただくこととなります。その後、継続的に見直しを行うためのフォローアップを行うことにより、地域の公共交通を育てていきます。

幹事会(地域検討会)の活用

- ・申請内容の事前審査
- ・関係者の合意に関する部分を除き、公共交通会議の円滑な運営のための方法の審査等

報告

地域公共交通会議

